

# Q

大学職場においても非正規雇用者が急増していますが、今回、新たな任期付き教員制度（助教・任期2年・更新1回のみ）の導入を大学側が提案してきました。組合として留意すべき点や何らかの交渉を持つべきでしょうか？

本年4月1日より施行された改定学校教育法は、従来は多様であった助手の中から、主として教育研究を行う者のために新たに「助教」の職を設けました。大学教員を目指す者が最初に就く大学教員の職と位置づけられ、教授・准教授と同様の職務を規定しています。同時に教員任期制も改定され、任期制教員を任用できる場合が、①多様な人材確保型と③プロジェクト研究型に加えて、従来は②研究専念助手であったのを、②助教へと変更されました。

第一に、助教に任期を付することは原則ではなく、あくまで教育研究理念や分野の特性に応じて各大学が判断すべきことですから、任期を付するためには合理的理由がなければなりません。ましてや、助教の職を設けたのは若手研究者養成のためですから、短期雇用教員の採用が目的であってはなりません。

第二に、任期制は限定的に導入されており、教員任期制法制定時の付帯決議も教員の身分保障への配慮を求めており、それは今回の法改定においても確認されていますから、助教が従来の研究専念助手に類似したものであればともかく、各大学の教員組織上の専任教員に組み込まれている場合には、任期を設けることが教員の身分保障に反し、憲法23条に抵触する可能性が生じます。

第三に、学校教育法改定時の付帯決議において、助教任用に際して能力や業績の公正・適切な評価と処遇の改善が求められています。任用基準と再任基準、そのための評価制度の確立が必要ですし、実際の運用においても、基準を充たせば当然に再任されなければなりません。また、従来の助手と比べて教育研究の職務が明示されているわけですから、その職務にふさわしい処遇でなければなりません。

第四に、任用にあたっては本人の同意が必要です。任期のない助手であった者を任期制の助教に移行させる場合には、形式的には新たな任用であるとしても、労働条件の一方的な不利益変更となる可能性があります。

なお、法律上の要請を離れて実質的な検討を行うならば、専任教員に任期を付することは、たとえ若手研究者であっても疑問です。短期的に成果のあがる研究に傾斜し基礎的研究や独創的研究が困難になること、継続的な教育ができず、研究成果を出すことが優先されるため教育充実への努力が軽視されること、大学運営への参画ができないとともに、研究成果優先で関与が軽視されること、等の弊害が従来から指摘されてきたことです。

# A



※QとAコーナーの内容は、立命館大学の佐藤敬二先生（労働法）にご協力をいただいております。